

これから利用の機会が増えていきます マイナンバーカードを作りませんか

官公庁や勤務先などでマイナンバーを提示する機会が増えてきました。また、マイナンバーカード（個人番号カード）を利用した「マイポータル」が、今年の秋ごろから始まる予定です。この「マイポータル」は、政府が運営するオンラインサービスで、行政手続きがワンストップでできたり、行政からのお知らせが自動的に届いたりするものです。今年度は子育てに関するサービスが始まり、順次いろいろなサービスが予定されています。

ぜひ、マイナンバーカードを作りましょう。

■申請

申請は、市民課または各支所地域振興課市民生活室の窓口やパソコン、スマートフォンからできます。

※申請からカード交付まで1か月程度を要します

■受け取り

申請した人に、後日、市から交付通知書（はがき）を送付します。申請した本人（15歳未満の人は、保護者同伴）が、交付通知書と通知カード、本人確

認書類を窓口で持参することで、マイナンバーカードを受け取ることができます。代理人の受け取りは、身体上の理由などに限られますので、お問い合わせください。

また、交付通知書を受け取った人で、まだ交付を受けていない人は、夏休みなどを利用して早めに交付手続きをしてください。



▲マイナンバーカード（プラスチック製）には、氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー（個人番号）と本人の顔写真などが表示され、本人確認の証明書としても利用できます

●問い合わせ

市民課市民年金室

☎ 53・2111（内線282）

万が一の時に役に立つ 救急医療情報キットを準備しませんか

◎救急医療情報キットとは

万一の救急時に備えて、高齢者や障害者の「かかりつけ医」「おくすりカド（写）」「持病」などの医療情報や、緊急時の連絡先、「診察券（写）」「健康保険証（写）」などの情報を専用の容器に入れ、自宅の冷蔵庫のドアポケットに保管します。

病気やけがで救急搬送があった場合に、救急医療情報キットを活用し、救急隊員や医療機関が速やかに対応できるようにします。現在約650世帯が救急医療情報キットを設置しています。

◎申請方法

介護高齢課または各支所地域振興課の窓口で申請書を提出してください。担当が救急情報の作成をお手伝いします。親族など代理人の申請もできます。窓口にお越しになるのが困難な人は、ご連絡ください。

○持ち物

- ① 印鑑（認印）
- ② 緊急の時に連絡する人2名の住所・氏名・電話番号
- ③ 健康保険証

◎すでに設置している人へ

保管してある情報が古くなつてはいませんか。持病や普段飲んでいるくすりなどの医療情報、緊急時の連絡先などを、最新の情報に更新しておきましょう。救急情報キットの情報変更になった場合は、「更新日」と新しい情報を記入してください。新しい救急情報シートが必要な場合は、ご連絡ください。



無料で作成できますので、ぜひこの機会に準備しましょう

介護高齢課高齢福祉係 渡邊主査

●問い合わせ

介護高齢課高齢福祉係

☎ 53・2111（内線368）